

22 学校における働き方改革

1 学校における働き方改革

(1) 働き方改革の目的

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

(2) 現状・課題

道教委では、平成30年（2018年）3月に、令和2年度（2020年度）までを取組期間とする「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定し、調査業務の廃止・簡素化、研修の精選、スクール・サポート・スタッフの配置など、教職員の時間外在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。

令和元年度（2019年度）において、「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」を実施し、前回調査（平成28年度）と比較し、多くの職種において一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなりました。

令和3年（2021年）3月には、働き方改革の目的を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）」を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくこととしています。

教育職員の時間外勤務等の状況（令和3年度）

【1月あたりの平均時間外在校等時間】

学校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
月平均時間	28.3時間	35.1時間	37.4時間	21.5時間

【1月あたりの時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合】

（令和3年4月実績）

学校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
45Hを超える職員の割合	38.2%	53.8%	48.0%	19.2%

2 アクション・プラン（第2期）の概要

アクション・プラン（第2期）では、学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものであると明示しています。

各学校が真に必要な教育活動に注力できるよう、「個の気付き」、「チームの対話」、「地域との協働」を重視する視点と掲げ、各種取組を進めています。

アクション・プラン（第2期）の目標及び取組期間

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

個の “気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの “対話”

真に必要な教育活動を効果的にを行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との “協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

- ①在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ②メンタルヘルス対策の推進等
- ③働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤部活動休養日等の完全実施
- ⑥地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、市町村教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

アクション・プラン(第2期)の主な取組

Action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

○ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

- ・道教委は、働き方改革手引「Road」を、全ての公立学校で積極的に活用するよう促す。
- ・道教委は、学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集し、その普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイディアの応募を受け付け、蓄積し共有する仕組みの構築を検討する。

○ ICTを積極的に活用した業務等の推進

- ・道教委は、学習履歴(スタディ・ログ)などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかける時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。

○ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・道教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、分かりやすい動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情報提供を行う。

Action2 部活動指導に関わる負担軽減

○ 部活動休養日等の完全実施

- ・道教委は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」等に基づき、全ての部活動において休養日等の完全実施に向けた取組を進める。
- ・休養日は、週2日以上(平日1日以上、土日1日以上)
- ・活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度

○ 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・道教委は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指す部活動改革の方向性を踏まえ、その実現に向けた実践研究に取り組むとともに成果の普及に努める。

Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

○ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・道教委は、道立学校において令和2年(2020年)4月に導入した「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・道教委は、市町村教委に無償提供を行った「出退勤管理システム」の活用も含め、市町村立学校において、ICTの活用やタイムカード等により客観的に在校等時間が計測・記録され、公表されるよう積極的に取り組む。

○ 長期休業期間における「学校閉庁日」の設定

- ・道教委は、道立学校職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するとともに、市町村教委に対し、一定期間の学校閉庁日を設定するよう促す。

Action4 教育委員会によるサポート体制の充実

○ メンタルヘルス対策の推進等

- ・道教委は、道立学校の教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、毎年度重点取組事項を定めるほか、道立学校総括安全衛生委員会を開催し、ストレスチェックや面接指導等の実施状況について情報共有や意見交換を行う。

○ 若手教員への支援

- ・道教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、初任段階教員研修等の機会等を活用し、働き方改革の観点も含め、指導主事等による指導・助言を受けられる機会を設ける。

